

事務連絡  
平成27年2月13日

各都道府県市町村税担当課  
東京都主税局資産税部固定資産評価課

総務省自治税務局固定資産税課

法人税等の基本通達の一部改正に伴う固定資産税の取扱いについて

固定資産税の課税客体となる償却資産は、「減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの」（地方税法第341条第4号）とされているところです。この度、別添のとおり、法人税基本通達及び連結納税基本通達の一部改正並びに所得税基本通達の一部改正が行われ、美術品等に係る減価償却資産の取扱いについて改正されたところですが、これに伴い固定資産税（償却資産）の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、適切に対処されるようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対して、この旨を御連絡願います。

記

1 平成27年1月1日以後に取得した美術品等について

法人税基本通達及び連結納税基本通達並びに所得税基本通達の改正後通達により、減価償却資産として取り扱われることとなる、①取得価額が1点100万円未満のもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）、②取得価額が1点100万円以上であって時の経過により価値の減少することが明らかなものは、固定資産税の課税客体となる。

2 平成27年1月1日前に取得した美術品等について

法人税基本通達及び連結納税基本通達並びに所得税基本通達の改正後通達の経過的取扱いにより「なお従前の例による」とことなるものについては、固定資産税の取扱いにおいても従前どおりとなるが、経過的取扱いのただし書により減価償却資産に該当するものとして認められるものについては、法人税法の適用を受ける場合で平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度の初日が同日の場合にあっては平成27年度分、同日以外の場合にあっては平成28年度分、所得税法の適用を受ける場合にあっては平成27年度分の固定資産税から課税客体となり、課税客体となった年度の評価額は、取得日における取得価額を基準とし、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）第3章第1節四に従い、当該美術品等の耐用年数に応ずる減価を考慮して求めた価額となる。

配付要領	総	個	資	法	諸	酒	管	徵	調	査

法  
審

課法2-12

課審6-22

平成26年12月19日

各 国 税 局 長 殿  
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

### 法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）

昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか1件の法令解釈通達の一部を別紙のとおり改正したから、これによられたい。

（趣旨）

減価償却資産の範囲の取扱いについて、所

要の見直しを行うために改正を行ったものである。

（注）アンダーラインを付した箇所が、新設し、又は改正した箇所である。

## 別 紙

### 第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 減価償却資産の範囲

改	正	後	改	正	前
(美術品等についての減価償却資産の判定)			(書画骨とう等)		
7-1-1 「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。			7-1-1 書画骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下7-1-1において同じ。)のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。		
(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの			(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの		
(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上あるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)			(2) 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等		
〔注〕 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用(有料で公開するものを除く。)として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。			〔注〕 書画骨とうに該当するかどうかが明らかでない美術品等でその取得価額が		
2 取得価額が1点100万円未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)は減価償却資産と取り扱う。					

改	正	後	改	正	前
			1点20万円(絵画にあっては、号2万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。		

## 二 経過的取扱い

改	正	後	改	正	前
(経過的取扱い…改正通達の適用時期)			(新 設)		

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成27年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、なお従前の例による。ただし、法人が、平成27年1月1日前に取得をした美術品等（この法令解釈通達により減価償却資産とされるもので、かつ、同日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」という。）において事業の用に供しているものに限る。）について、適用初年度から減価償却資産に該当するものとしている場合には、これを認める。

（注）ただし書の取扱いにより減価償却資産に該当するものとしている場合における減価償却に関する規定（措置法第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定を含む。）の適用に当たっては、当該減価償却資産を適用初年度開始の日において取得をし、かつ、事業の用に供したものとすることができる。

## 第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 減価償却資産の範囲

改	正	後	改	正	前
			(美術品等についての減価償却資産の判定)	(書画骨とう等)	
			<p>6-1-1 「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上あるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）</p> <p>（注1）時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</p> <p>2 取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。</p>	<p>6-1-1 書画骨とう（複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下6-1-1において同じ。）のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等</p>	

改	正	後	改	正	前
				<u>却資産として取り扱うことができるものとする。</u>	

## 二 経過的取扱い

改  <u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u>	正  <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、なお従前の例による。ただし、連結法人が、平成 27 年 1 月 1 日前に取得をした美術品等（この法令解釈通達により減価償却資産とされるもので、かつ、同日以後最初に開始する連結事業年度（以下「適用初年度」という。）において事業の用に供しているものに限る。）について、適用初年度から減価償却資産に該当するものとしている場合には、これを認める。</u>	後	改  <u>（新 設）</u>	正	前
	<u>（但し書の取扱いにより減価償却資産に該当するものとしている場合における減価償却に関する規定（措置法第 68 条の 102 の 2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定を含む。）の適用に当たっては、当該減価償却資産を適用初年度開始の日において取得をし、かつ、事業の用に供したものとすることができる。）</u>				

課個 2-20

課審 5-26

平成 26 年 12 月 19 日

各 国 税 局 長 殿  
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官  
(官 印 省 略)

「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

標題のことについて、下記のとおり定めたから、これによられたい。

記

昭和 45 年 7 月 1 日付直審(所)30 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

(趣旨)

減価償却資産の範囲の取扱いについて、所要の見直しを行うために改正を行ったものである。

## 別紙

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第2条 ((定義)) 関係</p> <p>(美術品等についての減価償却資産の判定)</p> <p>2-14 「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) (1)以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）</p> <p>(注) 1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として個人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。</p> <p>2 取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。）は減価償却資産と取り扱う。</p>	<p>法第2条 ((定義)) 関係</p> <p>(<u>書画、骨とう等</u>)</p> <p>2-14 書画、骨とう（複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下この項において同じ。）のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画、骨とうに該当する。</p> <p>(1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は<u>希少価値</u>を有し、代替性のないもの</p> <p>(2) 美術関係の年鑑等に登載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等</p> <p>(注) 書画、骨とうに該当するかどうかが明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円（絵画にあっては、号2万円）未満であるものについては、減価償却資</p>

## 附 則

### (経過的取扱い…改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成 27 年 1 月 1 日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、なお従前の例による。  
ただし、個人が、平成 27 年 1 月 1 日に有する美術品等（この法令解釈通達により減価償却資産とされるものに限る。）について、同日から減価償却資産に該当するものとしている場合には、これを認める。

(注) ただし書の取扱いにより減価償却資産に該当するものとしている場合における減価償却に関する規定（措置法第 28 条の 2（中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）の規定を含む。）の適用に当たっては、当該減価償却資産を同日において取得をし、かつ、事業の用に供したものとすることができる。

産として取り扱うことができるものとする。

（新 設）